

「パートナーシップ構築宣言」

当金庫は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

a. 企業間の連携

当金庫は、行政・公的機関・教育機関・民間企業等との連携・提携に加え、異業種交流組織「えんしん経営者クラブ」のネットワークを活用し、取引先の経営課題解決に積極的に取り組みます。

事業承継支援においては、静岡県事業承継・引継ぎ支援センター等の支援機関や専門家との連携、M&A仲介業者等によるM&Aスキーム等も活用し、地域企業の持つ優れた技術・ノウハウの継承と、地域の雇用確保に取り組みます。

b. IT実装支援

当金庫は、IT導入に取り組む事業者の皆さまに、専門家や民間企業と連携し各種セミナー開催等を通じた情報提供、導入支援を行います。

c. 専門人材マッチング

当金庫は、ポリテクセンター静岡や静岡県プロフェッショナル人材戦略拠点等の支援機関、提携する人材紹介業者と連携し、地域事業者が必要とする人材確保や人手不足解消に向けた取組みを行います。

d. グリーン化の取組

当金庫は、環境省の「地域脱炭素融資促進利子補給事業」、及び経済産業省の「省エネルギー設備投資に係る利子補給事業」の指定金融機関として脱炭素化に向けて事業者の皆さまを支援します。

d. 健康経営に関する取組

当金庫は、日本健康会議が認定する「健康経営優良法人」として、職員が心身ともに健幸で働くことができる職場環境の整備に努め、地域の発展に貢献する専門人材を育成するとともに、地域事業者の健康経営への取組みを支援します。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とします。

③知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他当金庫は、会員の相互扶助」を経営理念とし、「中小企業の健全な発展に寄与する」「豊かな家庭生活の実現を支援する」「地域社会の繁栄に積極的に貢献する」を基本方針として、地域の皆さまと幅広く連携し地域社会の持続的な発展に取り組んでまいります。

2025年9月24日

遠州信用金庫

理事長 鈴木 靖

(備考)

- ・本宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。